

令和7年度機構改正について

1 局の改正

(1) スポーツ文化局の新設 ～地域の魅力向上と活力創出のための体制整備～

スポーツ・文化芸術の振興を通じた地域の魅力向上と、活力創出に向けた取組を更に推進するため、市民生活局のスポーツ・文化部門を、スポーツ文化局として新たに設置する。

(2) 市民生活局の廃止と市民協働局の再編

～身近な行政サービスの提供と協働のまちづくりの一体的な推進～

身近な行政サービスの提供と協働のまちづくりを一体的に推進するため、市民生活局市民生活部を市民協働局に移管し、市民生活局及び市民生活企画総務課を廃止する。

(3) 議会局の設置 ～議会事務局の機能強化～

議員と職員が一体となって、議会の政策形成機能を高めるとともに、市民にわかりやすい開かれた議会の実現を目指すため、議会事務局を議会局に名称変更するとともに、局内の組織を変更する。

- ・総務課秘書係を秘書室とし、庶務係を総務係に名称変更する。
- ・調査課の係を廃止し、政策調査課に名称変更する。

2 部の改正

保健福祉局に健康衛生部を新設 ～市民の健康増進のための体制強化～

誰もが生きがいを持ち活躍できる社会の実現に向け、保健所との連携を強化し、市民の健康の更なる増進を図るため、保健福祉部の健康・衛生部門を分離し、健康衛生部を新たに設置する。

3 課内室等の改正

(1) 環境事業課の係を再編 ～効率的な業務執行体制の構築～

効率的な業務執行体制構築のため、業務第1～第2係を統合し、名称を事業係とします。

(2) 交通政策課の再編 ～地域公共交通の利便増進に向けた体制強化～

路線バス再生をはじめとする地域公共交通の利便増進に向けた取組を積極的に推進していくため、交通政策課を再編する。

- ・計画係を地域公共交通推進室に格上げする。
- ・公共交通係を企画調整係に名称変更する。
- ・自転車先進都市推進室を自転車政策係とする。

4 行政組織数

R6.4.1とR7.4.1の増減

| 区 分 | 組 織 数 | | | | |
|------------|-------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| | 局相当 | 部相当 | 課相当 | 課内室相当 | 係相当 |
| 市長事務局 | 15 | 28→29 (+1) | 138→137 (-1) | 52 | 291→290 (-1) |
| 消防局 | 1 | 2 | 11 | 1 | 64 |
| 水道局 | 1 | 2 | 13 | 1 | 42 |
| 市場事業部 | | 1 | | | |
| 教育委員会事務局 | 1 | 3 | 13 | 5 | 17 |
| 選挙管理委員会事務局 | 1 | | 4 | | |
| 人事委員会事務局 | | 1 | | | 2 |
| 監査事務局 | 1 | | | | |
| 農業委員会事務局 | | 2 | | | |
| 議会事務局 | 1 | | 3 | 0→1 (+1) | 6→3 (-3) |
| 合 計 | 21 | 39→40 (+1) | 182→181 (-1) | 59→60 (+1) | 422→418 (-4) |